

平成23年度第3子保育料軽減事業（幼稚園）の実施について（お知らせ）

【趣 旨】

八戸市では、第3子保育料軽減事業を実施しています。

この事業は、出生率の向上、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくり及び幼稚園への就園を促進するため、家庭の所得状況に応じて第3子以降の園児の保護者に対し保育料を減免する私立幼稚園の設置者に対して、補助金を交付するものです。

【対象となる「世帯」及び補助（減免）額】

現に扶養している子が3人以上いる世帯の第3子以降の園児が対象となります。扶養する子とは18歳未満（大学生等の場合は22歳未満）の学生である子で、「世帯区分」は、園児の父母および世帯構成員の市民税所得割課税額の合計額で判断します。（裏面参照）

【補助（減免）限度額】

階 層 区 分		補助（減免）限度額
1	生活保護法の規定による保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規程による支援給付を受けている世帯	年額
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	保育料から就園奨励費を除いた額に対する2分の1 (百円未満四捨五入)
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	
5	上記以外の世帯	年額 保育料の額の4分の1 (百円未満四捨五入)

*階層区分1～4は、幼稚園就園奨励費の対象にもなります。

*八戸市教育委員会が課税状況を確認することに同意しない場合の階層区分は5となります。

★年度途中の入園、退園の場合には、八戸市に住所を有する月数や、保育料の支払い月数に応じて月割で補助（減免）の対象とし、満3歳児は、誕生日が属する月から補助（減免）の対象とします。

ただし、補助については、10月末までに幼稚園に入園の意向を申出いただくことが条件となります。

【必要書類】

①**保育料等減免措置に関する調書**（住民票上同一世帯の家族全員を記入してください。）

八戸市教育委員会が課税状況等を確認することについての保護者等の同意欄があります。

②第3子であることを明らかにする書類

被保険者とその扶養する子全員分の保険証のコピーが必要です。

(18歳以上の子の場合は、在学証明書等が必要です)

③世帯構成員に係る平成23年度の市町村民税の額を確認することができる書類

(※証明書類について*をご覧ください)

①の調書で同意した場合は、この書類の提出を省略することができます。その際、当委員会で世帯員の課税台帳等の閲覧を行います。そのことに同意しない場合は、原則どおり添付してください。

また、課税状況等の確認自体に同意しない場合は、階層区分「5」での決定となります。

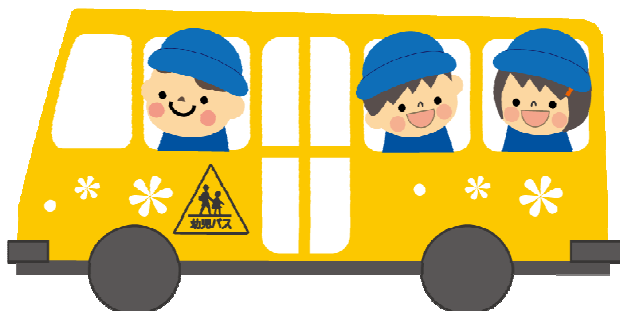
平成23年1月2日以降に八戸市に転入した方
保護者が単身赴任等により八戸市に住所を有しない方

従前の市区町村や保護者の住んでいる市区町村から平成23年度の市民税所得割課税額を確認できる書類(※証明書類について*)を取り寄せてください。(郵送で請求できる場合もありますので、詳細は当該市区町村役場へご確認ください。)

証明書類について

区 分		添付書類	添付書類配布先	備考
A	給与所得者の方	平成23年度市(区町村)民税・ 県(都道府)民税特別徴収税額の 決定・変更通知書のコピー	6月頃勤務先より 渡されます。	コピーの提出には、必ず下記の 項目が記載されている必要が あります。 ・氏名 ・市(区町村)民税所得割額 ・市(区町村)民税所得割額
B	個人事業主・自 営業の方など	平成23年度市(区町村)民税・ 県(都道府)民税課税明細書の コピー	6月に市役所より 送られてきます。	
上記A・Bの証明書類 がない場合		平成23年度市(区町村)民税・ 県(都道府)民税課税証明書	平成23年1月1日に 住民登録がある市区町村 長に請求してください。	

◎ 申請についてのお問い合わせは、各幼稚園をお願いします。



八戸市教育委員会 学校教育課
TEL 0178-43-9457 (直通)